

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会

選挙管理規程

平成 24 年 3 月 18 日 制定

平成 28 年 4 月 20 日 改定

(目 的)

第 1 条 この規程は、定款第 23 条及び、役員選任規程第 3 条の規程に基づいて定める。

(委員会)

第 2 条 選挙に関する管理及び事務を行うために、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員は、役員推薦委員が兼務する。

(管理業務)

第 3 条 選挙管理委員（以下委員という）会は次の業務を行う。

- 一 選挙の告示
- 二 立候補届けの受付、資格審査及び公示
- 三 投票及び開票の管理
- 四 投票の有効及び無効の判定
- 五 当選の確認及び公示
- 六 その他、選挙に必要な事項

(選挙人)

第 4 条 有権者は投票日までに 6 ヶ月以上この会に在籍する正会員及び、OB 会員とする。

(被選挙人)

第 5 条 被選挙人は次の各号をいずれも満たした者とする。

- 一 正会員として 10 年以上の在籍期間があること
- 二 この会の役職経験が 5 年以上ある者

(立候補の推薦・届出・取消)

第 6 条 正会員である個人または各地区会は、立候補をさせようとする者の同意を得て、立候補者を推薦することができる。

- 2 立候補をしようとするものは、別に定める様式により当該地区の委員を経由して委員会に届け出なければならない。
- 3 立候補を取り消すときは、立候補届出期限内に理由書を添えて、委員会に届け出なければならない。

(選挙の告示・期日)

第 7 条 選挙公示は、次の事項を明示して投票日の 3 ヶ月前までに告示する。

- 一 選挙すべき役職
- 二 立候補受付期間 (30 日間)
- 三 投票日
- 四 投票受付期間 (6 日間)
- 五 開票日 (投票日から 14 日間)
- 六 その他、必要事項

2 選挙は提案する定期総会開催日の 1 ヶ月前までに完了しなければならない。

(選挙公報)

第8条 選挙公報は次の事項を明示して、立候補受付期間終了の日から投票日までの間に行われなければならない。

- 一 役職別立候補者氏名、略歴、立候補要旨
- 二 推薦がある時の推薦者または地区会名、推薦理由書
- 三 その他、必要事項

(告示・公報等の方法)

第9条 選挙に関する告示、公報またはその他の広報は、「梨臨技ニュース」及び、ホームページを通じて行うことができる。

(投票)

第10条 選挙人は、所定の投票用紙に選挙すべき各役職毎に一名を記入し、投票確認票を添えて指定された方法により一人1票を投票する。

- 2 投票は、地区会毎に行い当該地区委員が管理する。

(開票)

第11条 開票は、各地区委員が封印・保管した投票用紙を、委員会の指定する日時に持ち寄り、全委員立合の元に開票するものとする。

(当選者の決定)

第12条 会長候補者は、最高得票者を当選とする。

第13条 副会長及び監事の候補者は、得票数の多い順に当選とする。

第14条 得票数が同数の場合は、委員長が方法を決するものとする。

(当選者の公示)

第15条 委員会は、当選者が決定した時は速やかにその旨を本人及び会長に通知するとともに、当選者及び次点者の氏名並びにその得票数を公示しなければならない。

(当選者の辞退)

第16条 当選者は相当の理由がなければ、当選決定を辞退することはできない。

- 2 当選者が決定を辞退するときは、当選決定の通知を受けた日から5日以内に申し出なければならない。

(総会報告)

第17条 選挙結果は、委員長が総会に報告しなければならない。

(無投票当選)

第18条 立候補者が定数以内の時は、委員会の議決を経てこれを無投票による当選者とする。

(記録及び保管)

第19条 選挙に関する記録は、委員会がこれを作成し保管しなければならない。

(附 則)

第20条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

第21条 この規程は平成24年4月1日から施行する。